

もと「なにわの海の時空館」利活用事業に係る事業者募集プロポーザル 質疑に対する回答（第2回目）

No.	要領・様式				質疑内容	回答
1	10 頁	Ⅲ-3	⑦		<p>施設の設置にあたり敷地が行政財産である緑地であることに対して、留意すべき事をお聞かせください</p>	<p>本利活用事業のコンセプトの一つである、咲洲コスモスクエア地区のにぎわい創出の実現にあたっては、敷地が公の施設である緑地であるため、「設置する施設は、特定の者が優先的に利用するものではなく、広く公平な利用機会を提供する必要があります。」があります。また、敷地は行政財産であるため、地方自治法第238条の4第2項に基づき、「本市と建物の所有者となる者との間で事業用定期借地権設定契約を行う必要」があります。</p> <p>平成28(2016)年度実施のマーケティング・リサーチにて提案のあった「ホテル」を例に挙げると、ホテル施設の所有権を、客室単位や客室の利用期間単位等で販売する場合には、特定の者が優先的に利用できる仕組みとなるとともに、敷地に係る本市と建物の所有者となる者との間で締結する事業用定期借地権設定契約が複雑化することから、本利活用事業では想定いたしておりません。</p> <p>所有権が発生しない利用(会員)権型とする場合には、利用(会員)権販売にあたっては、広く周知の上、公平に購入機会を提供いただく必要があります。計画提案書において、利用(会員)権販売条件、会員以外の者の利用機会の有無及び客室等運用の仕組みを明らかにしてください。</p> <p>その他、事業実施上の条件等については、実施要領7ページからの「Ⅲ. 事業実施上の条件等」をご確認ください。</p>

◎ 8月4日付けで、SPC又はSPCの設立を予定している方が応募される場合の要件等を「実施要領」に追記し、大阪市港湾局のホームページに掲載しました。
詳しくは、ホームページにてご確認ください。